

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省）

制 度 名	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）		
税 目	所得税、法人税 （租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7、第 68 条の 12） （租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42） （租税特別措置法施行規則第 5 条の 9、第 20 条の 3、第 22 条の 25）		
要 望 の 内 容	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）について、対象設備の見直し及び対象業種の整理を行った上で適用期限を 2 年間延長する。 【対象設備の見直し】 中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）について、2 年間の延長要望に当たり、対象設備の見直しを行う。 具体的には適用実績が僅少であり、今後も利用の拡大が見込まれない連携ソフトウェアについて対象から外すこととする。		
容	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	-	百万円 （▲31,900 百万円）

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

IT投資は生産性の向上・経済成長の鍵であり、IT資本の蓄積・TFP（全要素生産性）成長の誘発という2つの面で経済成長を支えている。特に、中小企業におけるIT投資はその生産性・収益力向上に寄与する度合いが大きく、中小企業が競争力を高めていく上でIT投資、特にIT利活用ステージ（※）を向上させるような戦略的IT投資が不可欠。

中小企業における情報セキュリティの確保と産業競争力の向上に一定の役割を果たしている本税制を延長し、中小企業の戦略的IT投資を後押しすることで、イノベーション促進・成長力の強化を実現していく。

（※）ステージ2企業

：情報システムを部門内で活用するにとどまっている企業

ステージ3企業

：情報システムを企業内で統一的に連携している企業で、ステージ2企業に比べ生産性（TFP成長率）は3%高い

ステージ4企業

：企業の壁を越えて統一的情報システムを連携している企業で、ステージ2企業に比べ生産性（TFP成長率）は5%高い

【参考】

情報システムを部門内で活用するにとどまっている企業（ステージ2企業）に比べて、「部門」の「壁」を越えて企業内で統一的に連携している企業（ステージ3企業）、「企業」の「壁」を越えて統一的に連携している企業（ステージ4企業）の生産性（TFP成長率）はそれぞれ3%、5%高い。

ステージ3は、社内の業務部門・支店等のシステムが統一して運用されている状態であり、営業・工場・配送のシステムを統合することで顧客満足度を高め、在庫を減らした企業のように、ステージ2の状態と比べて大幅な業績の向上、生産性の向上を期待することができる。

また、ステージ4は、社内にとどまらず取引先、顧客ともシステムが統一されている状態であり、取引先の店舗、自社の工場、発注先の原料メーカーのシステムを統合することで、売れ筋商品にリアルタイムに対応した生産体制の構築、徹底した在庫コストの削減に成功した企業のように、ステージ3よりも更に大幅な業績向上、生産性の向上を期待することができる。

(2) 施策の必要性

我が国に企業におけるIT投資によって生産性の向上を実現している企業の割合は低く、国際競争力強化の観点から、先行する米国等の水準までステージ3・4企業の割合を高めるため、平成18年度から情報基盤強化税制を措置し、企業の戦略的IT投資を資金面から支援。これによって我が国のIT利活用ステージは改善し、ステージ3・4企業の割合は増加した。

企業規模別に見ると大企業については、目標であるステージ3・4企業の割合50%に近付いたことから、平成22年度税制改正において、税制による支援は終了することとなった。

一方、中小企業におけるステージ3・4企業の割合は、増加しているものの依然低水準にあり、政策面でIT投資を後押しする必要性が特に大きいことから、引続き税制による支援が必要と認められた。

中小企業における生産性を向上させ、国際競争力の強化に不可欠な戦略的IT投資を後押しする観点から、本税制を2年間延長し、中小企業におけるITによる経営の最適化実現を加速させる。

また、高度化する情報セキュリティ脅威に対して、中小企業における情報セキュリティ対策機器の導入率は十分とは言えない。情報セキュリティ対策が不十分な中小企業は、一般利用者に情報漏えい等の被害を与え、ネットワーク全体の安心・安全の脅威となるため、引き続き一定の質が確保されたセキュリティ投資を支援していくことが必要。

<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>合 理 性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>●政策評価上の位置付け V. 情報通信（ICT政策） 4. 情報通信技術利用環境の整備</p> <p>●政府方針等における本施策の位置付け ○産業構造ビジョン （平成22年6月 産業構造審議会産業競争力部会） 「戦略的IT投資に対する減税措置などの支援ツール普及を促進し、中小・小規模企業のIT化を実現していく」 ○「国民を守る情報セキュリティ戦略」 （平成22年5月・情報セキュリティ政策会議） 「中小企業に対し、高度な情報セキュリティが確保された戦略的な情報通信技術投資を促進するための環境整備」 ○情報セキュリティ2010 （平成22年7月 情報セキュリティ政策会議） 「中小企業等基盤強化税制の普及・啓発を図ることにより、中小企業における高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資を促進する」 ○情報経済革新戦略 （平成22年5月 産業構造審議会情報経済分科会） 「中小企業の更なるIT活用促進により、企業内・企業間の連携強化を進め、生産性の向上・国際競争力の底上げを図るため、「中小企業情報基盤強化税制」の普及を促進する」 ○新たな情報技術革新戦略 （平成22年5月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部） 「中小企業に対し、高度な情報セキュリティが確保された戦略的な情報通信技術投資を促進するための環境整備や、独立行政法人や関係機関等を活用し、情報セキュリティに係る情報提供、相談窓口の提供等の支援を行う。」 ○新たな情報通信技術戦略 工程表 （平成22年6月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部） 「地域ITベンダの供給力強化や地域ITベンダ間のネットワークを構築するとともに、中小ITユーザーの戦略的IT投資を促進」</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>中小企業をはじめとする我が国企業の生産性向上を加速化していくためには、セキュリティを確保しつつ、IT投資の中でも特に企業の競争力強化に資する戦略的IT投資、経営の最適化実現に資するようなIT投資の拡大を図っていくことが必要であり、このような戦略的IT投資を促進していくことで、我が国の国際競争力強化を図る。 具体的には、ITにより経営を最適化している企業（ステージ3・4企業）の割合を米国並みの50%以上とする。 特にIT化の遅れている中小企業について、平成32年度までに40%まで引き上げる。 また、ファイアウォール、IPS/IDSやWAFといった税制対象製品の普及により中小企業の情報セキュリティ対策を向上させ、不正アクセス等のサイバー犯罪被害を防止する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（平成25年3月31日まで）</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>中小企業におけるITにより経営を最適化している企業（ステージ3・4企業）の割合を26%まで引き上げる。 また、ファイアウォール、IPS/IDSやWAFといった税制対象製品の普及率を上昇させ、不正アクセス等のサイバー犯罪被害の上昇率を減少させる。</p>	

	政策目標の達成状況	<p>平成 21 年度、我が国全体でのステージ 3・4 企業の割合は 32.2%。</p> <p>また、中小企業における同割合は 19.7%となっており、前年同期比に比べ 5.9%と大幅に増加している。</p> <p>また、企業におけるファイアウォール導入率は本税制措置により増加 (H18 年:51.3%→H21 年 57.1%) している。一方、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、高度なサイバー攻撃が多発しており、個人情報漏えい件数や一般企業の不正アクセス行為の被害件数は増減を繰り返している。更に、今年度から対象製品が拡充された IDS については、導入率はいまだ 1 割程度となっており、情報セキュリティ対策への支援が引き続き必要。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>本年 7 月に実施したアンケートにおいて、平成 21 年度に情報基盤強化税制を利用したと回答した企業が 42 件であったのに対し、本税制を利用する予定があると回答した企業は 72 件に上り、今後、適用件数の拡大が見込まれる。</p> <p>(平成 22 年 7 月 「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」 n=1,700)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>経済効果として、IT 投資の押上げ効果を試算すると、減税額 1 に対し、約 1.57 倍の効果が見込まれる。</p> <p>(国内中小企業 IT 投資額 (※1) - 情報基盤強化税制が措置されていなかった場合の国内中小企業 IT 投資額 (※2)) ÷ 情報基盤強化税制減税額 (中小企業分) ≒ 1.57</p> <p>(※1) 生産動態統計 (機械統計) 確報 (経済産業省)、特定サービス産業動態統計調査 (経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計</p> <p>(※2) 平成 22 年 7 月 「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推計 (n=1,700)</p> <p>また、中小企業における情報セキュリティ対策が遅れると、対策が十分でない企業自身の被害のみならず、当該企業を利用したことのある一般利用者・個人の重要な情報が被害にさらされることとなる。(※過去の事例を見ると、数万件単位の個人情報漏えいが起きると、被害者への補償額を含め数億円規模の損害が生じる。) 本税制を措置することにより中小企業の情報セキュリティ対策が促進され、日本の安心・安全なネットワーク環境の実現に寄与することとなる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	該当なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

		<p>要望の措置 の妥当性</p>	<p>中小企業がIT化によって高度化や、効率化を図るべき内容（物流管理、在庫管理等）は、業種・業態によって異なり、IT化の進展状況も企業ごとに異なるため、投資対象を限定して支援するような補助金による助成はなじまない。</p> <p>生産性向上が図られ、かつ高度な情報セキュリティを備えるなど、一定の要件は課すものの、各社のIT化の状況や、ニーズに応じて情報システム投資の内容を選択することが可能な、税制によって資金面での支援を行うことが最適である。</p> <p>また、中小企業における情報セキュリティ対策をあまねく向上させ、安心・安全なインターネット環境を実現することは我が国全体の課題であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当。</p>
--	--	-----------------------	--

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

国税庁の「会社標本調査」結果から、平成 20 年度に情報基盤強化税制を利用した中小企業の適用件数は次のとおりであり、大企業を含めた全適用企業の内、中小企業の適用割合は 8 割以上となっている。

また、平成 20 年度税制改正で大企業の適用額に上限を設定するとともに、下限額の引き下げなど中小企業向けの制度拡充を行ったことから、1 年間に適用された税額控除額の総額に占める中小企業適用分は約 6%（平成 19 年度）から約 12%（平成 20 年度）へと倍増している。

製造業、卸売業、サービス業など多様な業種において利用されている。

【平成 20 年度 中小企業適用件数】

資本金区分	100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上5億円未満	合計
事業年度数	8	10	-	70	238	-	(428)	(212)	966

※（ ）で表示している計数は、標本数が僅少であることから参考値として表示したものの。
国税庁「平成 20 年度 会社標本調査」

【税額控除適用金額】

年度	H19年度	H20年度	H21年度
税額控除適用額	44 億円	15 億円	155 億円

平成 19・20 年度：国税庁「会社標本調査」、平成 21 年度：財務省試算より

【平成 20 年度 業種別税額控除利用状況<大企業も含むデータ>】

業種	機械工業	料理飲食旅館業	サービス業	建設業	繊維工業
控除額の比率	4.7%	0.1%	19.8%	5.4%	0.3%
業種	卸売業	不動産業	小売業	運輸通信 公益事業(※)	その他の製造業
控除額の比率	12.4%	0.4%	4.3%	16.3%	3.5%
業種	化学工業	出版印刷業	金融保険業	食品製造業	鉄鋼金属工業
控除額の比率	9.4%	2.4%	9.4%	2.3%	0.6%
業種	その他の法人	連結法人	農林水産業	鉱業	計
控除額の比率	0.3%	8.4%	-	-	100.0%

(※)運輸通信公益事業：鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
国税庁「平成 20 年度 会社標本調査」

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

経済効果として、IT 投資の押上げ効果を試算すると、減税額 1 に対し、約 1.57 倍の効果が見込まれる。

(国内中小企業 IT 投資額 (※1) - 情報基盤強化税制が措置されていなかった場合の国内中小企業 IT 投資額 (※2)) ÷ 情報基盤強化税制減税額 (中小企業分) = 1.57

(※1) 生産動態統計 (機械統計) 確報 (経済産業省)、特定サービス産業動態統計調査 (経済産業省)、業界団体による調査結果等をもとに推計

(※2) 平成 22 年 7 月「情報基盤強化税制に関するアンケート調査」をもとに推計 (n=1,700)

また、企業におけるファイアウォール導入率は本税制措置により増加 (H18 年:51.3%→H21 年 57.1%) している。

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>ITにより経営を最適化している企業（ステージ3・4企業）の割合を米国並みの50%以上とする。 また、企業におけるセキュリティ対策の実施状況を向上させ、安心・安全なインターネット環境の実現を図っていく。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成21年度、我が国全体でのステージ3・4企業の割合は32.2%。企業規模別にステージ3・4企業の割合をみると、大企業は43.9%に到達している。 一方で中小企業は税制による投資促進効果もあり急速に増加しているものの、19.7%と低水準にとどまっており、我が国全体でのステージ3・4企業の割合上昇を阻害しているため、引き続き中小企業のIT化促進が重要。 また、個人情報漏えい件数や一般企業の不正アクセス行為の被害件数は増減を繰り返している。更に、今年度から対象製品が拡充されたIPS/IDSについては、導入率はいまだ1割程度となっており、情報セキュリティ対策への支援が引き続き必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成18年度 情報基盤強化税制創設 平成20年度 情報基盤強化税制延長 (大企業向け縮減、中小企業向け拡充) 平成22年度 中小企業情報基盤強化税制創設 (大企業分は廃止、中小企業向けに特化)</p>